

議案第 1 1 号

令和 7 年度長生村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度長生村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 3 4, 8 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 1 9, 2 7 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 3 日提出

長生村長職務代理者

長生村副村長 田 中 喜 宣

提案理由

本案は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、提案するものです。

主な補正の内容

歳入歳出を精査し、それぞれ増減するものです。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		981,337	145,615	1,126,952
	1. 県補助金	981,337	145,615	1,126,952
5. 繰入金		181,096	△11,353	169,743
	1. 他会計繰入金	116,218	△11,353	104,865
7. 諸収入		3,622	588	4,210
	2. 雑入	1,220	588	1,808
歳入合計		1,484,428	134,850	1,619,278

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		33,230	△1,292	31,938
	1. 総務管理費	29,034	△1,292	27,742
2. 保険給付費		1,018,248	111,510	1,129,758
	1. 療養諸費	870,426	106,865	977,291
	2. 高額療養費	141,700	5,255	146,955
	4. 出産育児諸費	4,002	△500	3,502
	6. 傷病手当金	110	△110	0
3. 国民健康保険金 事業費納付金		397,063	0	397,063
	1. 医療給付費	264,977	0	264,977
	2. 後期高齢者支援金等	95,752	0	95,752
	3. 介護納付金	36,334	0	36,334
5. 保健事業費		29,833	△7,920	21,913
	1. 保健事業費	29,833	△7,920	21,913
6. 基金積立金		2	32,552	32,554
	1. 基金積立金	2	32,552	32,554
歳出合計		1,484,428	134,850	1,619,278

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	981,337	145,615	1,126,952
計	981,337	145,615	1,126,952

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	116,218	△11,353	104,865
計	116,218	△11,353	104,865

(款) 7. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
3. 雑入	1,000	588	1,588
計	1,220	588	1,808

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 普通交付金	146,753	普通交付金
2. 特別交付金	△1,138	保険者努力支援分 809 特定健康診査等負担金 △1,947

節		説明
区分	金額	
1. 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△5,745	保険基盤安定繰入金
2. 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△374	保険基盤安定繰入金
3. 未就学児均等割保険税繰入金	△222	未就学児均等割保険税繰入金
4. 職員給与費等繰入金	△1,292	職員給与費等繰入金
5. 産前産後保険税繰入金	121	産前産後保険税繰入金
6. 出産育児一時金等繰入金	△333	出産育児一時金等繰入金
7. 財政安定化支援事業繰入金	△3,508	財政安定化支援事業繰入金

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	588	特定健診自己負担金 △286 特定健診等負担金過年度分追加交付 874

2. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	28,138	△1,292	26,846			△1,292	
計	29,034	△1,292	27,742			△1,292	

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者療養給付費	861,577	106,865	968,442	117,907			△11,042
2. 一般被保険者療養費	5,280	0	5,280	1,243			△1,243
計	870,426	106,865	977,291	119,150			△12,285

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 高額療養費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者高額療養費	141,600	5,255	146,855	27,603			△22,348
計	141,700	5,255	146,955	27,603			△22,348

(款) 2. 保険給付費

(項) 4. 出産育児諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 出産育児一時金	4,002	△500	3,502			△333	△167
計	4,002	△500	3,502			△333	△167

(款) 2. 保険給付費

(項) 6. 傷病手当金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 傷病手当金	110	△110	0	△110			
計	110	△110	0	△110			

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 1. 医療給付費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者医療給付費	264,977	0	264,977	809		△4,186	3,377
計	264,977	0	264,977	809		△4,186	3,377

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
12. 委託料	△1,292	○国民健康保険事務費 委託料 ・診療報酬明細書配列・点検業務委託料	△1,292 △1,292 △1,292

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金補助 及び交付金	106,865	○一般被保険者療養給付費 負担金補助及び交付金 ・一般被保険者療養給付費負担金	106,865 106,865 106,865
		○一般被保険者療養費 ・歳入財源更正による	

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金補助 及び交付金	5,255	○一般被保険者高額療養費 負担金補助及び交付金 ・一般被保険者高額療養費負担金	5,255 5,255 5,255

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金補助 及び交付金	△500	○出産育児一時金 負担金補助及び交付金 ・出産育児一時金負担金	△500 △500 △500

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金補助 及び交付金	△110	○傷病手当金 負担金補助及び交付金 ・傷病手当金	△110 △110 △110

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		○一般被保険者医療給付費 ・歳入財源更正による	

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 2. 後期高齢者支援金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者 後期高齢者支 援金等	95,752	0	95,752			△1,475	1,475
計	95,752	0	95,752			△1,475	1,475

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 3. 介護納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護納付金	36,334	0	36,334			△559	559
計	36,334	0	36,334			△559	559

(款) 5. 保健事業費

(項) 1. 保健事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 疾病予防費	5,375	△1,040	4,335				△1,040
2. 特定健診・特 定保健指導事 業	24,458	△6,880	17,578	△1,837		△286	△4,757
計	29,833	△7,920	21,913	△1,837		△286	△5,797

(款) 6. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 財政基金積立 金	1	32,553	32,554				32,553
2. 高額療養費貸 付基金積立金	1	△1	0				△1
計	2	32,552	32,554				32,552

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		○一般被保険者後期高齢者支援金 ・歳入財源更正による

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		○介護納付金 ・歳入財源更正による

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
12. 委託料	△1,040	○保健事業費 委託料 ・人間ドック事業委託料	△1,040 △1,040 △1,040
12. 委託料	△6,880	○特定健診・特定保健指導事業 委託料 ・電算委託料 ・健診委託料 ・保健指導委託料	△6,880 △6,880 △470 △5,826 △584

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
24. 積立金	32,553	○基金積立金 積立金 ・国民健康保険財政調整基金積立金	32,553 32,553 32,553
24. 積立金	△1	○基金積立金 積立金 ・高額療養費貸付基金積立金	△1 △1 △1